

四	同	同	同	同	七二九〇番
五	同	同	同	同	同
六	同	新町	三丁目	七二七四番二	
七	同	下吉田	尾垂大石	七二六六番一	
八	同	富士見	久保	一〇一九番二	
九	同	同	三丁目	七二五四番一	
十	同	新町	三丁目	一〇二三番一	
十一	同	同	同	一〇一九番一	
十二	同	下吉田	尾垂羽根	七二八三番	
十三	同	同	ケ尾	七二八一番	

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年二月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山梨県選挙事務取扱規程（平成十二年山梨県選挙管理委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条各号列記以外の部分中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改め、「保護施設」の下に「（第五号において「施設」という。）」を加え、同条第一号中「収容する」を「入院させるための」に改め、同条第二号中「収容定員」を「入所定員」に改め、同条第三号中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項」に、「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設」を「障害者支援施設及び同条第二十八項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者を入所させる施設」に、「収容（」を「入所（」に、「有するもの。ただし、身体障害者授産施設については、収容

者」を「有し、かつ、入所者」に、「こと。」を「もの」に改め、同条第四号中「収容」を「入所」に改め、同条に次の一号を加える。

五 その他県委員会が適正な管理執行が確保できると認める施設

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

令和四年二月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

新	旧	新	旧
小俣修敏	小俣修	高見澤伸光後援会	
北杜市小淵沢町上笹尾三二五―一四八	北杜市小淵沢町七四〇―一	北杜市小淵沢町七四〇―一	コーポ小淵沢二〇五
令和三年六月八日	令和三年十二月二十五日	令和三年十二月二十五日	令和四年二月十四日
令和四年二月七日			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
日向正を支援するひまわり会	中村武夫	雨宮東	甲州市塩山上於曾一六〇三	令和三年十二月一日	令和四年一月二十一日
志村学政策研究会	志村学	志村学	南巨摩郡富士川町最勝寺六六三―一	令和三年十二月三十一日	令和四年一月三十一日
志村学を支援する志学会	永井重雄	志村学	南巨摩郡富士川町最勝寺六六三―一	令和三年十二月三十一日	令和四年一月三十一日
たんざわ和平後援会(和平会)	丹澤和平	塩釜昭	西八代郡市川三郷町上野一三〇六	令和三年十二月三十一日	令和四年二月二日
飯島たけし後援会	増田英仁	村松誠一	甲州市塩山上井尻六五八	令和三年十二月三十一日	令和四年二月七日
小俣修後援会	小俣敏	小俣敏	上野原市鶴島八六一―三	令和四年二月一日	令和四年二月七日
渡辺あつお後援会	渡辺敦雄	渡辺敦雄	上野原市上野原五九四―一	令和三年十二月三十一日	令和四年二月九日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
志村学	町長	志村学政策研究会	南巨摩郡富士川町最勝寺六六三―一	志村学	令和三年十二月三十一日	令和四年一月三十一日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	中嶋克仁		中嶋克仁同志会	甲府市相生一―一―二二		令和四年一月十八日	令和四年一月二十一日
旧				甲府市貢川本町七一二〇			

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番